

論 壇



「協働契約」の普及による真の協働推進

大阪産業大学非常勤講師
特定非営利活動法人市民活動情報センター代表理事

今 瀬 政 司

一 NPO等と行政の「協働」のブームと行き詰まり

「協働」という言葉とその理念・あり方が、社会が抱える諸課題を解決する上での重要な方策として、このおよそ一〇年の間に自治体や国の様々な政策の中で広く取り入れられるようになってきた。全国各地でブームとも言えるほどの勢いで、「NPO等と行政の協働推進」が図られ、そのための指針や計画や手引き（マニュアル）等が策定され、「協働」の理念に沿った形での委託（請負）・補助・共催等の形態による様々な協働事業が行われてきている。「NPO（民間非営利組織）」という言葉が日本で普及し始めた一九九〇年代初頭から、NPO法（特定非営利活動促進法）が施行された一九九八年の頃からすると、隔世の感がある。

だが、昨今の社会・経済の危機的な状況の中で、行政セクターや企業セクターの閉塞状況が続く一方、

「新たな公益の担い手」や「新たな経済主体」として期待されてきたNPOも次代を切り開き、リードするほどの存在感は示しきれしていない。そして、「協働」というものの政策導入の普及とは裏腹に、その理念・あり方の反映という点では、未だに真にある成果をもたらしているところは少ない。協働事業に早くから取り組んできた自治体等では、行き詰まり感が一向に改善されず、中には、取組みが後退しているところも出てきている。

本稿では、そうした「協働」の行き詰まりについて、考えられる多くの要因の中でも、「委託契約（書）」というものに潜む問題と、その解決策として、筆者が開発・提唱し、仲間たちと普及の取組みを続けている「協働契約（書）」について論ずることにする。

二 協働事業における「委託契約書」の検証

(1) 「協働型」の委託事業の増加

NPO等と行政の「協働」の一般的な定義は、NPO等と行政が、共通の目的（社会的課題の解決等）に対して、「対等」な立場・関係で、適切な役割分担のもと、一緒に力を合わせて事業を行うことである。さらに詳しく言えば、行政が一方的に物事を決め、NPO等（あるいは市民）を管理し、NPO等に指示・指導、命令するような上下の関係とは違った「対等」な関係があるか。NPO等と行政それぞれの違い、得意な事、抱える難しい事情をお互いに理解し尊重し合いながら、上手く役割分担を果たしているか。社会の中で「痛み」を抱える人々を助けたい、社会が抱える諸課題を解決したい、といった目的を同じくして、一緒に力を合わせて「作業」をしているか、ということである。

こうした「協働性」を持った関係による取組みには様々なものがあるが、その一つとして、行政からN

PO等への「協働型」の委託（契約）事業が各地の自治体等で盛んに行われるようになってきている。行政からNPOへの委託事業は、一〇年ほど前までは、ほとんど見られなかったが、一九九九年に始まった国の「緊急地域雇用特別交付金事業」がきっかけとなって急激な勢いで増えていった。例えば、イベント運営（シンポジウム、研究会、交流会等）、公共施設の管理・運営（公民館、図書館、児童館、公園等）、相談窓口・支援業務、調査研究・政策立案、情報受発信事業（ホームページ、機関紙等）、公募審査事業などである。

筆者が行った全国レベルでの実態調査^(注)では、二〇〇六年時点で、行政の約五割がNPOへの委託実績を持ち、NPOの約六割が行政からの受託実績を持っている。現在では、それを上回る規模に増加しているものと推測される。

(2) 全国レベルでの委託契約書の実態把握

筆者は、こうした「協働型」の委託事業について、NPO等と行政の間で約束事として取り交わす「委託契約書」の中心（条項）を見ることで、NPO等と行政の間の「協働性」の如何を浮かび上がらせ、また、「協働性」によってNPO等の持ち味が發揮され、事業成果の向上が図られているかどうか、といったことの実態を探った。ここでは、協働型ならびに従来型の「委託契約書」について、全国ベースで行った実態調査^(注)の結果から、主だった点を紹介する。

(注) 『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究』（今瀬政司（特活）市民活動情報センター）、文部科学省 科学研究費補助金研究、二〇〇五〜〇六年度）の一環として行った、『NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告』（速報版、二〇〇六年三月）。

調査時期は、二〇〇六年一月〜二月。調査対象は、全国のNPO法人（回答率二割強、有効回答数四六七件）と

全国すべての市区町村・都道府県・府省庁局（同四割弱、同八七八件）。調査報告書は、（特活）市民活動情報センターのホームページにも掲載。<http://www.1mimesha.jp/~sic/>

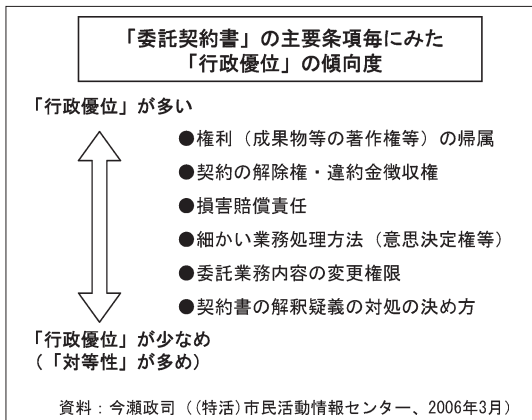
① 対等でない「行政優位」の協働事業の実態

「協働型」の委託事業の理念・あり方として、NPOと行政が「対等」な関係であることが一般に言われているが、その実態としては、「行政優位」の関係が多いことが分かった。「委託契約書」を交わして実施されている行政からNPOへの委託事業では、「行政優位」だとするNPO・行政が六割に上り、「対等」だとするNPO・行政は二〜三割と非常に少ないのである。

また、全国各地のNPOや自治体・国から多数収集した委託契約書の事例を分析したところ、主要な条項毎では、「権利（成果物等の著作権等）の帰属」、「契約の解除権・違約金徴収権」、「損害賠償責任」、「細かい業務処理方法（意思決定権等）」、「委託業務内容の変更権限」、「契約書の解釈疑義の対処の決め方」の順で、「行政優位」のものが多い実態が浮かび上がった。

② NPOが意思決定権（主体性）を持たない契約条項

NPOの持ち味の一つに、先駆性を持ち、時代の変化や多様な市民ニーズに柔軟に対応できるということがある。



この持ち味を活かすには、NPOが行政から委託を受けて協働事業を実施する際に、その事業内容を市民の諸事情に応じて柔軟に変更・改善していけるような意思決定権をNPOが持ち、「主体性」を発揮する事が必要である。だが、調査結果では、業務内容の変更権限は、「行政のみにある」が三割と多く、個々の事例調査からも、NPOが意思決定権を持たないために、NPO自身の持ち味を十分に発揮できないケースのあることが浮かび上がった。

ただその一方で、NPOと行政の両者に権限を持たせ、協議して合意で決める形を希望するNPO・行政は、八割にも上る実態も見られた。

③ 事業の波及効果を阻む「成果物等の権利」の行政単独帰属

行政からNPOへの委託事業における「権利の帰属」（成果物等の著作権等）について、「すべて行政に帰属（行政承認でNPO利用可を含む）」が二割四割と多く、「NPOと行政の両者に帰属、あるいは各々役割・責任に応じて帰属」は一割三割弱にとどまり、「すべてNPOに帰属」はわずかに数パーセントしかない。個々の事例調査からは、行政のみに権利が帰属し、NPOが権利を持たないために、事業の成果をNPOがその後の事業展開に十分に活かせないケースが少なくないことも浮かび上がった。

その一方で、個々の事例では、委託契約書に付随して「協定書」（仕様書レベル）を結ぶなどして、双方に権利を帰属させる形態を模索するようところが増えてきており、また、今後は、「両者に帰属、役割に応じて帰属」を希望するNPO・行政が五割に上る実態も浮かび上がった。

三 協働事業における「委託契約書」の課題

(1) 協働のネットワークとなる従来型の「委託契約書」

このように、NPO等と行政の「協働型」の委託事業が増える一方で、事業のベースとなる「委託契約書」が従来型の行政優位のものであるために、事業実施に際して、「協働」の理念・あり方が反映されず、真に実のある成果をもたらせない、といった「協働」の行き詰まりを招いている実態が浮き彫りになった。

行政優位の傾向にある従来型の「委託契約書」では、事業主体は行政であり、NPO等は事業を実施するが権利・権限や主体性は限られ、あくまで下請けの立場である。NPO等への委託料に対する財・サービスの受益者は委託者としての行政であり、市民は行政を通じて間接的にそのメリットを享受するような契約形態となっている。そのため、NPO等と行政が権利・権限等の面などから「対等」な協働の関係になれず、また、事業を進める際の意思決定権を受託者のNPO等が持たないことから（委託者の行政が中心に持つ形態）、NPO自身の持ち味を十分に発揮できない。さらに、成果物等の権利（著作権等）が行政のみに帰属するようになっていくため、その成果をNPO等として次の事業に十分に活かせない、ということが起こっているのである。

(2) 「協働」推進に向けて対立する考え方（根源的な論点）

委託契約書の実態調査からは、今後、NPO等と行政が真に「協働性」を持ち、一緒になって社会的課題の解決を図って行く上で、「対立する考え方（根源的な論点）」も多数浮かび上がった。以下、行政関係者やNPO等の関係者の間に見られた主な考え方の一部を紹介する。



●従来の構造を「変えるべきでない」とする考え方

- ・ 広く市民の信託を受けているのは行政であり、公益活動・公共サービスの事業主体になれるのは行政のみである。NPO等は一部の市民が独自に行うに過ぎない。

- ・ 意思決定権は行政のみであり、NPO等は行政の意思決定の枠内・管理の下で、下請けとして一部代替機能を担うものである。

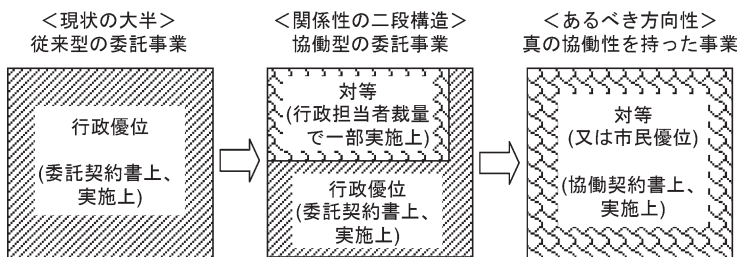
- ・ 委託契約である以上、行政（委託者）にのみ事業主体としての権利・権限があり、NPO（受託者）にはない。委託契約書の条項は、あくまで「行政優位」でなければならず、「対等」な協働関係を持ったものはあり得ない。NPO等には、行政を信頼してもらい、事業を実施する際に、必要に応じて「対等性」を与えればよい。

- ・ こうした考え方は、従来の構造（法制度・意識・慣行等）は変えずに、「対等性」を求めるものである。筆者は、こうした「行政優位」を機軸とした上での「対等性」の一部確保を、協働事業における対等性の「二段構造」と名付けている。

●従来の構造を「変えるべき」とする考え方

- ・ 行政だけでなく、NPO等にも市民からの信託を受け、公益活

■協働事業における対等性の「二段構造」



資料：今瀬政司 ((特活)市民活動情報センター、2007年3月)

二動・公共サービスの事業主体になる権利がある。

・行政だけでなくNPO等も意思決定権を持つことで、双方に「主体性」が確立し、市民のニーズに適した活動ができる。

・委託契約であっても、行政と共にNPO等も事業主体としての権利・権限と責任・義務を持つようにすべきである。「協働型」の委託事業は、契約書上でも、実施上でも真に対等な「協働性」を持った関係が確立されなければ、適確な形で成果を発揮した事業はできない。また、事業実施後においても責任ある活動展開が果たせず、波及効果をもたらせない。主張が対立した際などに、むやみに一方の行政側の強制権が発動されては困る。

・こうした考え方は、従来の構造（法制度・意識・慣行等）を根本的に変えて、真の「対等性」を求めるものである。

筆者は、従来の構造を変えて、公益活動・公共サービスにおいては、「行政だけでなく、NPO等も権利・権限を持ち、『主体性』を確立した事業主体」とするべきである（NPO等を権利・権限を持たない下請け的存在としての協力相手とするのではない）と考えている。

また、委託契約書については、「従来の力関係による慣行等に従い、行政優位のものとし続ける」（協働性との矛盾はそのままにする）のではなく、「現在の法制度の枠内であっても最大限に工夫をして、行政（委託者）と同等の権利・権限をNPO等（受託者）に持たせ、委託契約書の中身（条項）を少しでも「対等」な協働関係にする」ことを模索することが必要である。さらに将来的には、「委託契約（書）」とは全く異なる仕組みとして、NPO等と行政の双方が対等に権利・権限と責任・義務を持つ新たな「協働契



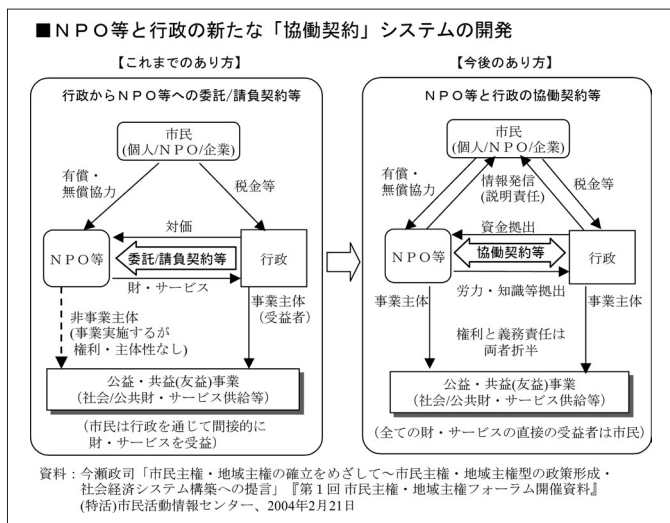
約(書)〔後述〕を広く普及・定着させるための法制度を整備することが、今後、「協働」の行き詰まりを打破し、真の「協働性」を確立し、社会的課題の解決等を大きく図っていくことにつながるものと考えている。なお、後述する「協働契約書」のひながたの条項のほとんどは、現行の法制度の枠内でも工夫をすることで十分に可能だと考えられる。

四 「協働契約」の普及による真の「協働」推進

(1) NPO等と行政の「協働契約」システム

① 「協働契約(書)」の開発・提唱と普及活動

こうした考え方に基づいて、従来型の委託契約書の形態を根本的な発想から見直すものとして、筆者は、自らの苦い経験も踏まえて、二〇〇〇年頃から「NPO等と行政の協働」の理念・あり方を反映した新たな契約システムを「協働契約」と名付けて研究開発・提唱し、実際の協働契約の事例づくりを模索するとともに、その普及活動として「協働契約書」のひながた(大きな枠組み)を各方面に政策提案し、導入を働きかけてきている。「協働契約書」では、NPO等と行政の双方が意思決定権、主体性を持ち、「共に事業主体」と



なる。NPO等が市民協力で労力・知識等を拠出し、行政が税金等から資金を拠出し、「権利・権限と責任・義務は折半する」という形での役割分担を図るようにする。財・サービスの直接的な受益者は行政ではなく市民全般であるとし、NPO等と行政を同等に、市民に対する財・サービスの供給者として位置づけるのである。

この「協働契約書」が従来の委託契約書等と異なる主な点は、甲乙である行政とNPO等を共に「事業主体」としている点、権利・権限や責任・義務の所在など、条項全般で行政とNPO等を「対等」にしている点、情報非公開の言い訳となりがちな「守秘義務条項」を無くし、情報公開を原則としている点（個人情報保護策は勿論別に必要）などである。

② 各地で芽生える「協働契約」等導入の動き

「協働型」の委託事業が各地で行き詰まりを見せる中、「協働契約（書）」の言葉や理念の普及・浸透に伴って、各地で「協働契約」、あるいはその要素を持った契約形態等を検討・研究する動きが生まれるようになってきている。中には実際に、「協働契約」の要素を取り入れた委託契約書を締結する事例も一部に出てきている。契約書本体のレベルでなくとも、それに付随した仕様書レベルにおいて対等性等を持たせた「協定書」を結ぶ事例は各地で見られるようになってきた。

契約書本体のレベルで、例えば、上越市（新潟県）では、（特活）くびき野NPOサポートセンターの呼びかけで、協働の理念である「対等性」や双方の「主体性」等を取り入れた「委託契約書」をNPO側から検討・提案しようと、「NPOと上越市の協働の委託契約書検討会」（市もオブザーバーとして参画）が行われ、二〇〇六年に市に対して「委託契約条項（協働版）」を提言した。そして、



■「〇〇〇事業」に関する協働契約書
 (NPO等と行政の協働契約書のひながた)

某行政を甲とし、某NPO等を乙として、甲と乙は、「〇〇〇事業」について、次の条項により協働契約を締結するものとする。

(契約の目的)

第1条 甲と乙は、事業主体として、「〇〇〇事業」(以下「協働業務」という。)を協働して実施するものとする。

(処理の方法)

第2条 乙は、別紙の仕様書により、甲と協働して、協働業務を処理するものとする。

(契約料)

第3条 契約料は、金〇〇〇円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。

(契約期間)

第4条 契約期間は、協働契約締結日から〇〇〇年〇月〇日までとする。

(契約の内容の変更)

第5条 この契約の締結後、事情の変化により、契約の内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

(契約料の支払)

第6条 甲は、乙から請求書を受領した日から30日以内に、契約料を乙に支払うものとする。

(権利の帰属)

第7条 この協働業務を通じて新たに発生する成果についての権利は、甲と乙の両者に帰属するものとする。但し、甲又は乙のおのおの既に帰属する権利は除く。

(権利の譲渡等)

第8条 甲又は乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させる場合には、この契約の相手方の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙は、その責めに帰する理由により、協働業務の実施に関し、この契約の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲又は乙は、この契約の相手方がその責めに帰する理由により契約の条項に違反したときは、違約金の徴収又は契約の解除をすることができる。

(契約書の解釈)

第11条 この契約の定めのない事項又はこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

2 前項によって、解決するために要する費用は、甲乙平等に負担する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

〇〇〇年〇月〇日

甲 所在地 〇〇〇〇〇〇
 組織名 某行政 代表者役職・名前 〇〇 〇〇〇

乙 所在地 〇〇〇〇〇〇
 組織名 某NPO等 代表者役職・名前 〇〇 〇〇〇

■「〇〇〇事業」仕様書

1. 事業名 / 2. 事業目的 / 3. 協働業務内容 / 4. 実施期間・スケジュール
 5. 実施方法(手法・体制) / 6. 事業費用(予算内訳) / 7. 事業成果

※この協働契約書が、従来の委託・請負契約書と異なる主な点は、第1条で甲乙を共に事業主体としている点、第7条の権利の帰属など条項全般で甲乙両者を対等にしてしている点、守秘義務条項を無くし情報公開を原則としている点(プライバシー侵害情報等は勿論別)などである。

資料：今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして～市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言」『第1回 市民主権・地域主権フォーラム開催資料』(特活)市民活動情報センター、2004年2月21日

この「委託契約条項（協働版）」が、上越市とNPO等との実際の委託契約事業で使用されるようになっていいる。

(2) 「公共サービス基本法」の成立と課題

二〇〇九年五月に、公共サービスの定義、基本理念、国等の責務、並びに基本的施策等（委託先との役割分担・責任の明確化、市民意見の反映、労働環境の整備等）を定めることで、公共サービスの施策を推進し、市民が安心して暮らすことのできる社会の実現を目的として、「公共サービス基本法」が成立した。

この基本法によって、市民にとって良好な公共サービスの提供が推進されるようになることは非常に喜ばしい事である。だが、昨今のNPO等を含めた市民・民間の手による公益活動・公共サービスが盛んに行われるようになってきている現状や、市民の求めるニーズなどが、この基本法には十分に反映されていない。例えば、この基本法では、従来のように、公共サービスの事業主体を、「国又は地方公共団体（独立行政法人を含む）の事務又は事業」に限定して定義してしまっている。また、国・自治体が公共サービスの関連業務をNPO等の市民・民間に委託した場合には、「役割分担」と「責任」の所在を明確化することは求めているが、「権利・権限」の所在については不明確なものとなっている。「協働」の理念・あり方の必要性が高まる中、「協働」を象徴する「対等性」で最も重要な「権利・権限」の規定がないことは大きな不備であり、今後、改正が求められる。

しかし、公共サービス基本法にこのような課題があるとはいえ、行政のみでなく、市民が自発的・自律的に「主体性」を持って、NPO等として公共サービスを担っていくためには、今後、この基本法を少しでも良い形で活かしていかなければならない。その意味でも、一つの有効な方策として、行政とNPO等

の双方が、責任・義務とともに権利・権限も共有し、主体的に公益活動・公共サービスを担えるとした「協働契約」の更なる普及が期待されるのである。

(3) 「協働契約」の普及による真の協働推進と様々な波及効果

「二〇〇年に一度」「未曾有」といった言葉に象徴されるように、これまで経験したことのない危機的な社会・経済状況が次々と起こっており、いわゆる「前例主義」と言われるような取組み方ができにくい時代になってきている。「協働」の推進においては、そのブームの一方で、行き詰まり感が深刻になっているが、それを打破するためには、前例や既存のあり方にとらわれることなく、従来の構造（法制度・意識・慣行等）を根本的に変えていくことが必要なのである。

協働事業における「委託契約（書）」の改革と「協働契約（書）」の導入（特に行政の全庁的な改革・導入）は、単にNPO等と行政の協働を推進させ、公共サービスのあり方を改革するだけでなく、それに伴って、行政職員の意識改革や行政文化の変革、政策（形成・運営）全体の構造改革とともに、市民自身の意識改革や「自治」のあり方の変革をもたらすことにもつながる可能性を持っていると考えている。

また、NPO等と行政の「協働契約（書）」でめざす関係は、自治体と国の「協働」の関係構築にも通じるところがある。先の実態調査から浮かび上がった事として、国から自治体に委託する事業の「委託契約書」の条項は、国がNPO等の民間に委託する「委託契約書」と類似し、自治体に対して国が優位である関係が大きく見られた。筆者は、今後、自治体と国の間にも「協働契約（書）」を導入することが必要になると考えている。

「協働契約」等による真の「協働」が確立した将来的な姿として、筆者は次のような理想像を思い浮か

べている。「協働事業は、互いの違いを認め合い、尊重し合うところから始めよう。もともと異なる者同士、衝突が起こって当たり前。目的に向かって、互いが懸命に取り組めば、取り組むほど、衝突が起こるものである。だが、真に目的が共有され、互いが目的に懸命であり、誠意を持って行っていれば、衝突は創造のエネルギーとなり、協働事業に関わる者たちは仲間・同志となる。立場・違いを超えて、一旦ごちゃ混ぜになって、その上で、自然体で上手に役割分担して、「協働『作業』」をする。そうした姿こそが協働なのである。」

(いませ・まさし)

○主な参考文献

- ※一部は、(特活) 市民活動情報センターのホームページにも掲載。 <http://www1.meshnet.jp/~sic/>
- ・今瀬政司「〈巻頭言〉公益活動に必要な「痛み」の理解と主体性」公益財団法人公益法人協会『公益法人第三八巻第八号通巻四四四号』二〇〇九年八月
- ・『平成一九年度 地方自治体とNPO等との協働推進に関する調査報告書』総務省(受託…(特活) 市民活動情報センター(担当…今瀬政司))、二〇〇八年三月
- ・今瀬政司「市民優位の協働政策をめざして」『協働契約書』調査から」公職研 月刊『地方自治職員研修 第四〇巻No.1通巻五五二号』、二〇〇七年一月
- ・今瀬政司「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けて」東京ボランティア・市民活動センター『NPOと行政のパートナーシップは成り立つか!?』『協働を形にする「事業協働契約」を考える』東京ボラ

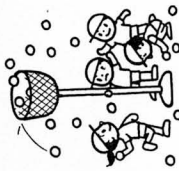


- ・今瀬政司「市民活動センター研究年報二〇〇五」、二〇〇六年九月
- ・今瀬政司（特活）「市民活動情報センター」「NPOと行政の「協働契約書」の開発普及に向けたアンケート調査報告（データ編）」『市民主権・地域主権に基づく「市民優位の協働政策」に関する研究 報告書』文部科学省「科学研究費補助金」研究、二〇〇七年三月
- ・今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして」『市民優位の協働政策』大阪市政調査会『市政研究 No.143』、二〇〇四年四月
- ・今瀬政司「市民主権・地域主権の確立をめざして」『市民主権・地域主権型の政策形成・社会経済システム構築への提言』（特活）「市民活動情報センター」『第一回市民主権・地域主権フォーラム開催資料』、二〇〇四年二月
- ・今瀬政司「NPOと行政の協働政策ブームの検証」（特活）大阪NPOセンター『大阪NPO通信むすび vol.58』、二〇〇四年七月・八月
- ・今瀬政司「経済不況とNPO」『緊急地域雇用特別交付金事業を巡って』（特活）大阪NPOセンター『大阪NPO通信むすび vol.27』、一九九九年九月

住民行政の窓—10月号 定価650円(税込) 千実費

編集協力 市町村自治研究会

発行日 平成21(2009)年10月5日
発行人 尾中 哲夫
発行所 日本加除出版株式会社
〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
電話 東京(03)3953-5757(代表)
FAX 東京(03)3953-6612
振替 東京00100-8-43690
ホームページ <http://www.kajo.co.jp>
E-mail: zasshi@kajo.co.jp



(ご意見などお寄せください E-mail: zasshi@kajo.co.jp)

編集後記

▼気持ちの良い秋色に包まれる季節になりました。

さて、論壇では「協働契約」の普及による真の協働推進」と題し、NPO法人市民活動情報センター代表の今瀬政司理事に論稿を頂戴いたしました。NPO等と行政の「協働」の定義とは、社会的課題の解決に「対しお互い「対等」な立場・関係で適切な役割分担のもと力を合わせ事業を行うことであると述べられております。最後には、「協働事業は、違いを認め合う、尊重し合うところから始まる。真に目的を共有し、誠意を持って行えば衝突などはエネルギーに変わり、協働事業に関わる者たちは仲間・同士となる。」とまとめておられ、まさに物事をつくる、生み出すには理論だけではなく、人の心が最も重要であるというお考えに、とても感動いたしました。(宮崎)

▼住民基本台帳ネットワークシステムの創設のための平成11年改正から10年という大きな節目を迎える中、住民基本台帳事務に携わっておられる方々から、住民基本台帳法の全体にわたる逐条的な解説を望む声を受け、この度、逐条解説の連載を掲載

することとなりました。今回は、住民基本台帳法の全体像を把握しやすくするための概略として序論を、また、次号以降は、各条文の解説を掲載していく予定です。

▼七月一日に公布されました「住民基本台帳法の一部を改正する法律」(法律第七七号)を受け、新制度へ円滑に移行することができるよう、制度的・技術的な観点から、実務上の課題について検討を行う「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」が開催されることとなりました。今号では、その開催についての趣旨等を掲載いたしました。(倉田)

● 読者アンケートのお願い ●

小誌では、ご愛読者の皆様のご参考となる連載記事や最新情報の掲載など充実した誌面づくりを目指し、読者アンケートをお願いしております。貴重なご意見・ご要望・情報などにつきまして、積極的に誌面へ反映させて参りたいと存じますので、是非ともご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。総し込みハガキに必要事項をお書きのうえ、「住民行政の窓」編集部宛にお送りください。また、メール(zasshi@kajo.co.jp)、ファックス(03-3133-9531)でもお待ちしております。是非とも、皆様の声をお願いいたします。

住民行政の窓

論壇

「協働契約」の普及による真の協働推進

大阪産業大学非常勤講師 特定非営利活動法人市民活動情報センター代表理事 今瀬 政司

連載 合併サポーターからのお知らせ ③1

市町村合併後の地域自治のあり方

—「宇都宮市河内自治会議」の取組を通じて—

宇都宮大学国際学部教授 中村 祐司

連載 私の地域経営～達人の流儀(4)

公務員からサポーターへ～こころざし高い地域リーダーを目指して～

うすき 製薬機代表取締役 前大分県白杵市長 後藤 國利

解説・速報

住民基本台帳法逐条解説(序)

総務省自治行政局市町村課理事 下仲 宏卓

「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行等に関する実務研究会」の開催について

「第29次地方制度調査会」資料

(基礎的自治体のあり方についての総合的議論関係)

の概要について(6)

総務省自治行政局市町村課

編集協力 市町村自治研究会

日本加除出版株式会社